

梅名の里 指定居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 静和会 が開設する 梅名の里 指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、市町村からの委託を受けて、要介護認定に係る訪問調査を実施するものとする。

2 事業所は、要介護者等が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともにその計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 梅名の里 指定居宅介護支援事業所

(2) 所在地 三島市梅名 578 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者介護支援専門員 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

(2)介護支援専門員 2名以上

介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するとともに事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2)営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料、その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(1)サービス事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介

(2)居宅サービス計画の作成

作成にあたり、利用者の自宅を訪問、全社協等のアセスメントツールを使用し、課題分析を行う。

家族の意向、解決すべき課題、目標を共有すべきサービス担当者会の開催、状態把握のための訪問を特別な事情のない限り月1回実施する。

(3)利用者の相談を受ける場所

事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、三島市・函南町（大土肥・上沢・塚本・仁田・間宮に限る）の区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条 虐待の発生又は再発を防止するため以下の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し（テレビ電話装置等の活用を可能とする）その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 措置を適切に実施するための責任者を選定する。

(身体的拘束等の適正化の推進に関する事項)

第9条 不当な身体的拘束をなくし、高齢者の尊厳を守り虐待の発生又は再発を防止するため以下の措置を講じる。

- (1) 利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。
- (2) 身体的拘束を行う場合は、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他運営についての重要事項)

第10条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人静和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

この規程は、平成13年2月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

(第 9 条「身体的拘束等の適正化の推進に関する事項」追加)